

第1章 理念・目的

点検・評価項目	現状の説明	評価		効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	発展計画		根拠資料 Alt+Enterで箇条書きに	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述		改善を要する点に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述		
(1) 法学研究科の理念・目的は適切に設定されているか								
a	<p>◎大学院は研究科または専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則またはこれに準ずる規則等に定めていること。</p> <p>◎高等教育機関として大学が追及すべき目的を踏まえて、当該大学、学部・研究科の理念・目的を設定していること。</p> <p>【約500字】</p>	<p>法学研究科では、「権利自由」・「独立自治」を建学の精神として創設された明治法律学校以来、優れた法律家を輩出し、本学における法学研究の推進を組織理念としている。</p> <p>法学研究科は、法学研究者の養成を第一の目標とし、高度な法学的専門能力を必要とする高度職業人の養成を第二の目標としている。これらの基本理念及び教育目標と今日的使命は、「2013年度教育・研究に関する長期・中期計画書」において明確にされ、学内に周知されている。(資料1-1)さらに、今日の社会状況の急速な変化・国際化と学術研究の著しい進展と役割の変化を背景に、法学研究科は学術基礎研究及び先端的研究の推進及び広範な留学生の受け入れ態勢の社会的要請にこたえる必要に迫られている。</p> <p>そして、これらの法学研究科の理念・目的は、人材養成目的、教育研究上の目的として定めることを研究科委員会で審議し(資料1-3)、大学院学則別表に記載している。(資料1-4、別表4)これらの基本理念、目指すべき人材像、目的は、法学教育において幅広い教養と深く専門能力を育成することを主眼としており、学校教育法、大学基準に照らして適切と言える。</p>				<p>当年度より、比較法研究の推進を目指し、特にアジア諸国の大学・研究機関の研究者との研究者間交流及び院生との共同研究活動の実施に向けた組織間協定の締結・整備などの制度構築を進める。</p>	<p>資料1-1 2013年度教育・研究に関する長期・中期計画書 1項「法学研究科の理念と目的」</p> <p>資料1-3 2008年度第5回法学研究科委員会議事録(2008年9月27日開催、審議事項4、「明治大学大学院学則本則の一部改正及び別表4の新設について」)</p> <p>資料1-4 明治大学大学院学則 別表4</p>	
b	<p>●当該大学、学部・研究科の理念・目的は、建学の精神、目指すべき方向性等を明らかにしているか。</p> <p>【約100字】</p>	<p>法学研究科の将来的な方向性については、基本理念において「法学研究者・高度職業人の養成」を掲げており、「教育・研究に関する長期・中期計画書」において、国際的な学術研究交流のさらなる進展を図るという方向性を示している。(資料1-1) 法科大学院設置後の法学研究科のあり方を検討するだけでなく、従来のコース制度を検討し、新たなコースの創設により教育目標の実現を目指すことができた。</p>					<p>資料1-1 2013年度教育研究に関する長期・中期計画書 1項「法学研究科の理念と目的」</p>	
(2) 法学研究科の理念・目的が、大学構成員(教職員及び学生)に周知され、社会に公表されているか								
a	<p>◎公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して、当該大学・学部・研究科の理念・目的を周知・公表していること</p> <p>【約150字】</p>	<p>法学研究科の理念・目的は、大学院生及び教職員に対し、大学院学則(資料1-4、別表4)、大学院便覧(資料1-5、10頁)、大学院シラバス(資料1-6、4頁)、大学院ガイドブック(資料1-7、10頁)、大学院学生募集要項(資料1-8、2頁)、ホームページ(資料1-9)に掲載している。また、様々な媒体に掲載することで、大学構成員のみならず、他大学や社会などに対して法学研究科の理念・目的を十分に広く周知している。</p>		<p>「教育・研究に関する長期・中期計画書」の理念・目的が十分共有されているとは言えない面もある。</p>			<p>資料1-4 明治大学大学院学則 別表4</p> <p>資料1-5 2013年度明治大学大学院便覧 10頁</p> <p>資料1-6 2013年度明治大学大学院シラバス 法学研究科 4頁</p> <p>資料1-7 2014年度明治大学大学院ガイドブック 10頁</p> <p>資料1-8 2013年度大学院学生募集要項 2頁</p> <p>資料1-9 明治大学大学院法学研究科ホームページ</p> <p>「教育理念と教育目標」 (URL: http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/outline/rinen.html)</p> <p>「人材育成に関する目的その他教育研究上の目的」 (URL: http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/outline/mokuteki.html)</p> <p>資料1-10 明治大学大学院法学研究科説明会ポスター(2012年6月7日、2012年11月6日、2012年11月8日開催)</p>	
(3) 法学研究科の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか								
a	<p>●理念・目的の適切性を検証するに当たり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。</p> <p>【約300字】</p>	<p>理念・目的の適切性の検証について、毎年度「教育・研究に関する長期・中期計画書」の作成時に、執行部で検討している。「年度計画書」は、章ごとに研究科執行部が分担して原案を作成し、執行部案を研究科委員会で審議し、承認を得ている。(資料1-11)</p>		<p>近時の司法改革等の展開に伴い、流動化している法学研究・教育環境に対応して、理念の適切な具体化が求められる。</p>		<p>理念・目的の検証については、毎年度、例えば年度計画書作成時や大学院ガイドブックなどの改定の時期に合わせて、その適正性を含めて体系的に行う。また、カリキュラムの改正に合わせて、その整合性について計画的に検証を行う。</p>	<p>2015年度以降についても、検証を引き続き行っていく。検証回数を複数回設けられるように、検討を行っていく。</p>	<p>資料1-11 2012年度第3回法学研究科委員会議事録(2012年6月14日開催、報告事項5、「2013年度教育・研究に関する長期・中期計画書、2013年度教育・研究に関する単年度計画書、2013年度政策的計画の経費等一覧」)</p> <p>資料1-12 2012年度第8回法学研究科委員会議事録(2013年2月26日開催、審議事項6、「入学者受入方針、教育課程編成・実施方針、学位授与方針、人材養成その他教育研究上の目的について」)</p>

第3章 教員・教員組織

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。							
(1) 法学研究科として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか							
a	<p>●<教員像と教員組織の編制方針> 専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等、大学として求められる教員像を明らかにしたうえで、当該大学、学部・研究科の理念・目的を実現するために、学部・研究科ごとに教員組織の編制方針を定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。</p> <p>【約400字】</p>	<p>大学が毎年度定める「学長方針」(資料3-26)や「教員任用の基本計画」(資料3-27)に示された教員像に基づき、法学研究科では、求める教員像として、学校教育法第92条及び大学院設置基準第3章に定める教員の資格を満たし、かつ法学研究科の人材養成その他教育研究上の目的の達成に資することができる教員を求める。本研究科の教員組織の編制方針は、「法(Law)」に関わる現象及び活動を多面的・多角的に攻究することができるよう、各法分野に授業担当者を適切に配置できるよう担当人事を実行することである。なお、社会的ニーズがある分野などにおいて、専任教員の担当者がいない場合は、兼任講師の採用を積極的に行うことなどを、「教育研究に関する長期・中期計画書」(資料3-1, 3-25)に示し、これを研究科委員会で承認することにより、共有を可能としている。</p>					<p>資料3-1 2013年度教育・研究に関する長期・中期計画書 3項「教員・教員組織」 資料3-25 2014年度教育・研究に関する長期・中期計画書 3項「教員・教員組織」 資料3-26 学長方針 資料3-27 教員任用の基本計画</p>
b	<p>◎<基準の明文化、教員に求める能力や資質の明示> 採用・昇格の基準等において、法令に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員に求める能力・資質等を明らかにしていること。</p> <p>【約150字】</p>	<p>教員の任用・昇格に当たっては、「明治大学教員任用規程」(資料3-30)において、資格・要件が明確に規定されており、その規程を前提として、さらに大学院授業担当者に求める条件について、「法学研究科・大学院担当教員の資格」「博士後期課程担当教員人事について」などの内規により、担当のための審査手続き及び授業担当者学生募集のための形式的資格要件(教授昇格後の年限・執筆論文数等)が定められている。(資料3-2, 3-3, 3-4, 3-5, 3-6, 3-7)。また、法学研究科での任用・昇格審査手続きは「法学研究科委員会において審議する教員任用人事の取扱内規」に明文化されている。</p>	<p>教員任用に対して厳格に行っていることにより、教授・准教授(准教授歴3年以上)のみによって構成されており、大学院教育を高い水準で保つことができている。</p>				<p>資料3-2 法学研究科内規「法学研究科委員会において審議する教員任用人事の取扱内規」 資料3-3 法学研究科内規「法学研究科・大学院担当教員の資格」 資料3-4 法学研究科内規「博士後期課程担当教員人事について」 資料3-5 法学研究科内規「准教授の学生募集について」 資料3-6 法学研究科内規「大学院法学研究科「准教授の大学院担当基準」に関する申合せについて」 資料3-7 法学研究科内規「他大学所属(助教授)の教員が大学院の授業を担当することについて」 資料3-8 2012年度第1回カリキュラム・FD等検討委員会議事次第(2012年4月26日開催、審議事項2項、「2013年度法学研究科新規授業担当人事について」) 資料3-9 2012年度第2回カリキュラム・FD等検討委員会議事次第(2012年6月7日開催、審議事項2項、「2013年度法学研究科新規授業担当人事について」) 資料3-10 2013年度第1回カリキュラム・FD等検討委員会議事次第(2013年4月18日開催、審議事項1項、「2014年度法学研究科新規授業担当人事について」) 資料3-11 2013年度第2回カリキュラム・FD等検討委員会議事次第(2013年5月9日開催、審議事項1項、「2014年度法学研究科新規授業担当人事について」) 資料3-30 明治大学教員任用規程</p>
c	<p>◎<組織的な連携体制と責任の所在> 組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在を明確にしていること。</p> <p>【約300字】</p>	<p>組織的な教育を実施する上における必要な役割分担と責任の所在については、大学院学則に基づき、研究科長が教育の責任者として、研究科委員会などが定期的に開かれている。(資料3-12, 第11条・12条, 3-28)また、研究科長と専攻主任、大学院委員から成る執行部と、各種委員会で運営されており、カリキュラム・FD等検討委員会設置要綱に基づき、研究科長の諮問機関としてカリキュラム・FD等検討委員会も組織され、研究科長、専攻主任を含め、当委員会委員によってカリキュラムに関する事項を中心に研究活動、教員担当等教学に関する全般について検討し、その結果が研究科委員会で審査・承認される。(資料3-13)それだけでなく、大学院委員・専攻主任の業務は内規で明示されて(資料3-14)、研究科長との適正な連携のもとで研究科の運営が行われており、役割分担及び連携体制と責任の所在は適切である。</p>	<p>研究科委員会での審議前に、研究科執行部だけでなく、カリキュラム・FD等検討委員会で審議・検討することにより、研究科委員会での審議は高水準かつ効率的に進めることができている。</p>		<p>カリキュラム・FD等検討委員会の開催数を増やすことにより、これまで研究科執行部で判断していた案件(大学院担当者の数の充実・定年退職等の補充など)についても検討を重ね、より吟味した案を提示していく。</p>		<p>資料3-12 明治大学大学院学則 第11条, 第12条 資料3-13 2012年度カリキュラム・FD等検討委員会議事次第 資料3-14 法学研究科内規「大学院委員・専攻主任の役割について」 資料3-28(資料10-1) 法学研究科各種委員会名簿</p>

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
<p>◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。</p> <p>C列の点検・評価項目について、必ず記述してください</p>							
<p>(2) 法学研究科の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか</p>							
<p>教員の編成方針に沿った教員組織の整備</p>							
a	<p>◎当該大学・学部・研究科の専任教員数が、法令(大学設置基準等)によって定められた必要数を満たしていること。特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していること(設置基準第7条第3項)</p> <p>【約400字】</p>	<p>法学研究科の2013年5月1日現在の専任教員数は38名であり、大学院設置基準上の必要教員数(公法学前後期課程各3名、民事法学前後期課程各3名、計24名)は充足し、公法学専攻・民事法学専攻ともに教育研究上必要かつ適切な教員が配置されている。(資料3-15)</p> <p>教員組織のバランスについて、専任教員については、60歳から70歳までの割合が70%を超え、年齢層が高い状況にある。(表3-2)しかし、2012年度は40歳代の教員2名が大学院担当者となり、60歳以上の教員割合は少しずつ解消されている。担当教員の資格については、法学研究科の教員等人事に関する内規により詳細に定められている。(資料3-2, 3-3, 3-4, 3-5, 3-6, 3-7) 現在38名の全教員が、法学研究科の内規に基づき論文指導資格を持っており、各専攻・コースにバランスよく配置され、研究指導にあたっている。</p> <p>また、大学院担当人事において大学院の講義科目に学部准教授を採用することにより、ある程度の年齢バランスがとれるように工夫をしている。</p>					<p>資料3-2 法学研究科内規「法学研究科委員会において審議する教員任用人事の取扱内規」 資料3-3 法学研究科内規「法学研究科・大学院担当教員の資格」 資料3-4 法学研究科内規「博士後期課程担当教員人事について」 資料3-5 法学研究科内規「准教授の学生募集について」 資料3-6 法学研究科内規「大学院法学研究科「准教授の大学院担当基準」に関する申合わせについて」 資料3-7 法学研究科内規「他大学所属(助教授)の教員が大学院の授業を担当することについて」 資料3-15 明治大学大学院法学研究科ホームページ「公法学専攻教員一覧」 (URL: http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/faculty/01/index.html) 「民事法学専攻教員一覧」 (URL: http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/faculty/02/index.html)</p>
b	<p>◎方針と教員組織の編成実態は整合性がとれているか。</p> <p>【600~800字】</p>	<p>法学研究科においては、2009年度より副指導教員制度を導入し、現在も入学時期の段階で副指導教員の選定を行っている。(資料3-16)</p> <p>また、法学研究科の講義・演習は基本的に法学部専任教員が担当しており、演習は100%、講義は約74%専任教員が担当している。一部においては、広い見識を持った研究者養成の実現のために、法科大学院専任教員や法律実務家を含めた兼任講師が担当している。(資料3-17, 表4-1)</p> <p>以上のように、編成方針に従い、教育・研究課程の特色化を図っている。</p>					<p>資料3-16 法学研究科内規「博士前期課程の副指導教員制の方策」, 「副指導教員推薦書」 資料3-17 明治大学大学院法学研究科ホームページ「カリキュラム体系図」 (URL: http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/curriculum/curriculum-law.html) 明治大学データ表4-1 専兼比率</p>
<p>教員組織を検証する仕組みの整備</p>							
c	<p>●教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。</p> <p>【600~800字】</p>	<p>教員組織の検証プロセスについて、法学研究科のカリキュラム・FD等検討委員会では、毎年度6月に研究科執行部の作成した法学研究科長中期計画案をもとに長中期計画書を策定し、それが研究科委員会に発議され、審議の上決定するという手続きをとっている。(資料3-18) 年度計画書の策定にあたっては、自己点検・評価結果を参考にしながら、教員組織を検証し、現状の方針の見直しを行っている。2012年度は、博士前期課程のコース制度を見直し、2014年度より、法学専修コースを廃止し、高度職業人養成コースを新たに設置することとしたため、これに伴って必要な教員配置を検討・立案した。最終的には、研究科委員会で承認を得ることができた。(資料3-19, 3-20, 3-21)</p>					<p>資料3-18 2012年度第3回法学研究科委員会議事録(2012年6月14日開催, 報告事項5, 「2013年度教育・研究に関する長期・中期計画書, 2013年度教育・研究に関する単年度計画書, 2013年度政策的計画の経費等一覧」) 資料3-19 2012年度第1回臨時法学研究科委員会議事録(2012年11月29日開催, 審議事項9, 「法学研究科カリキュラム改正について」) 資料3-20 2012年度第2回臨時法学研究科委員会議事録(2012年12月6日開催, 審議事項3, 「法学研究科カリキュラム改正について」) 資料3-21 カリキュラム改正案</p>

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
<p>◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。</p>							
(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか							
a	<p>●<規定に沿った教員人事の実施> 教員の募集・採用・昇格について、基準、手続を明文化し、その適切性・透明性を担保するよう取り組んでいるか。 【400字】</p>	<p>教員の任用手続きに関しては、法学研究科内規により明確に定められている。(資料3-2, 3-3, 3-4, 3-5, 3-6, 3-7) 教員任用に対しては、大学院担当にふさわしい研究・教育上の業績があるか、また、研究指導を行うに十分な人間的資質があるか否かについて厳密な審査が行われ、担当教員の質保証が維持されている。また、原則として、基盤学部専任教員採用人事権があり、法学研究科は特任・兼任・客員教員についてのみ採用人事権がある。</p> <p>原則として、法学研究科の申し合わせに従い、主に研究業績を評価対象として、適切な教員人事を行っている。</p> <p>また、担当人事については、カリキュラム・FD等検討委員会ですまず事前審査をした上で研究科委員会に提案し、その上で研究科委員会において業績等が担当のための基準を満たしているか否かを慎重に審査している。最終的には、研究科委員会で承認している。(資料3-8, 3-9, 3-10, 3-11)</p> <p>原則として、基盤学部専任教員採用人事権があり、法学研究科は特任・兼任・客員教員について採用人事権があるが、大学院委員会で定められている申し合わせに記載されている「過去2年間収容定員を満たしている」といった条件を満たすことができていないため、採用人事権を行使することができていないが、2014年度よりカリキュラム改正・収容定員変更を行うことにより、条件を満たし、積極的に採用できる予定である。</p>		<p>大学院研究科に与えられた権限が不十分である。そのため、研究科の教育課程に相応した教員組織は整備されていない。研究科の充足定員を満たしていないことを根拠に、学内内規に基づいては、特任教員についての人事権が与えられていないので、研究科独自の必要性に応じた教員補充が難しい。法学部の人事計画にあたり、研究科の教育課程上の必要性を、反映する方策も必要である</p>	<p>従来人事権のなかった特任教員、兼任講師を大学院で独自に採用できるようになったため、カリキュラム充実を図るための適切な人事計画を策定する。</p>	<p>担当教員の定年退職及び法科大学院への移籍による教員の減少に対応するため、2013年度・2014年度に従来の教員養成システムの充実を図りながら、年度計画に従い外部からの教員採用を積極的に行う。</p> <p>2015年度以降の採用については、法学部と連携を密にしなが、定年退職予定教員の専門分野の人事計画を立案し、大学院担当資格を有する教員を採用する。</p>	<p>資料3-2 法学研究科内規「法学研究科委員会において審議する教員任用人事の取扱内規」 資料3-3 法学研究科内規「法学研究科・大学院担当教員の資格」 資料3-4 法学研究科内規「博士後期課程担当教員人事について」 資料3-5 法学研究科内規「准教授の学生募集について」 資料3-6 法学研究科内規「大学院法学研究科「准教授の大学院担当基準」に関する申し合わせについて」 資料3-7 法学研究科内規「他大学所属(助教授)の教員が大学院の授業を担当することについて」 資料3-8 2012年度第1回カリキュラム・FD等検討委員会議事次第(2012年4月26日開催、審議事項2項、「2013年度法学研究科新規授業担当人事について」) 資料3-9 2012年度第2回カリキュラム・FD等検討委員会議事次第(2012年6月7日開催、審議事項2項、「2013年度法学研究科新規授業担当人事について」) 資料3-10 2013年度第1回カリキュラム・FD等検討委員会議事次第(2013年4月18日開催、審議事項1項、「2014年度法学研究科新規授業担当人事について」) 資料3-11 2013年度第2回カリキュラム・FD等検討委員会議事次第(2013年5月9日開催、審議事項1項、「2014年度法学研究科新規授業担当人事について」)</p>
(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか							
教員の教育研究活動等の評価の実施							
a	<p>●教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育・研究活動の活性化に努めているか。 【400字】</p>	<p>教員の研究・教育活動の活性化に関する業績評価については、大学全体でデータベース化されており、インターネットを通じて閲覧することができる。(資料3-22) 専任教員の担当人事の際には、当該教員の履歴と業績の確認を行っている。各教員はその業績を確認することにより、担当人事の可否の判断を行っている。</p> <p>また、研究内容については、専任教員データベースを利用して確認と評価を行っており、博士号取得等の顕著な業績があった場合には、研究科委員会で発表し、顕彰している。その他にも、法学部主催の教員研究発表会に参加し、2012年度は計4回開催され、それらを利用して各教員の研究について相互に確認・評価をしている。(資料3-29)</p> <p>また、大学院学内G Pの他大学との研究交流プログラムにおいて、院生はもちろんのこと、教員も司会として参加し、自身の研究分野について見識を深めている。2012年度には、研究科間協定先である韓国刑事政策研究院開催のシンポジウムに教員2名が参加し、研究発表を行っている。</p>					<p>資料3-22 明治大学専任教員データベース (URL: http://rwd2.mind.meiji.ac.jp/scripts/websearch/index.htm?lang=j) 資料3-29 法律論叢第85巻第6号 (村上一博: Criminal Solution in Modern Japan - Restorative Justices in Asia, 黒澤睦: Changes in the Relationship of Victims and Criminal Justice Processes from the Perspective of "Kokuso" (Criminal Complaint) and "Shinkoku-zai" (Offence Prosecuted only upon a Criminal Complaint): From Early Meiji Era (1868-) to the Present)</p>
教員の資質向上のための研修・諸活動(FD)の実施状況とその有効性							
b	<p>●教育研究、その他の諸活動(※)に関する教員の資質向上を図るための研修等を恒常的かつ適切に行っているか。</p> <p>(※)社会貢献、管理業務などを含む『教員』の資質向上のための活動。『授業』の改善を意図した取組みについては、「基準4」(3)教育方法で評価します。 【600~800字】</p>	<p>教員の資質向上を図るための研修等については、大学院全体のFDの研修である大学院教育懇談会に2012年度は3名(専任3名)、2013年度は6名(専任5名、兼任1名)参加している。(資料3-23, 3-24) 今年度は、学生相談室の視点による大学院生の指導や施設案内について懇談会を行い、従来特任教員や兼任講師のみを対象としていたが、新規に大学院を担当する専任教員も対象とし、本研究科からも積極的な参加が見られた。</p> <p>また、2012年度に実施された、大学院フロアにて地震発生を想定した避難訓練には、当研究科からも同時時間帯に授業を行っていた教員2名が参加した。</p>		<p>教員の資質向上については、研究科・研究コースの特性をも踏まえた取り組みが必要である。そのために、法学研究科内部において、研究指導、論文作成指導を含めたFDを実施すべく、まずはそのためのシステム作り及び規定整備を早急に行うこととする。</p>	<p>2013年度・2014年度に、カリキュラム・FD等検討委員会のワーキンググループとして、FD実施委員会の立ち上げの検討・内規整備を行う。</p>	<p>2015年度以降は、設置された委員会を主体とし、教員資質向上のためのFDを実施する。</p>	<p>資料3-23 2012年度大学院教育懇談会の開催について 資料3-24 2013年度大学院教育懇談会の開催について</p>

第4章 教育内容・方法・成果 (1)教育目標, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	改善を要する点に対する発展計画		
				(当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述	
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	C列の点検・評価項目について、必ず記述してください			効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目		Alt+Enterで簡条書きに
(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか ※全文記載は不要です。根拠資料でご提示ください。						
a	◎理念・目的を踏まえ、学部・研究科ごとに、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件(卒業要件・修了要件)等を明確にした学位授与方針を設定していること。 【約800字】	大学院学則別表4に「人材養成その他の教育研究上の目的」を定めている(第1章参照)(資料4-1-1、別表4)。具体的には、大学教員をはじめとする法学研究者や企業法務担当者、公務員、司法書士などの高度専門職に就く者を養成すること(法学研究コース)ならびに主に社会人を対象として法学に関する高度な専門知識を習得させること(法学専修コース)を目的としている。この目的を達成するため、「目指すべき人材像」として、基礎となる実定法分野のみならず多様な先端分野の科目を習得させ自立した法学研究者ならびに高度専門職業人を養成することと定めている。これらの目的・目標を実現するために、「学位授与方針」では、博士前期課程においては①広い視野に立った精深な学識と専攻分野における研究能力または高度な専門性を有する職業等に必要の高度な能力を修得するべく、②本研究科が定める修了要件を満たし、かつ、学業成績ならびに学位請求論文から前記の能力を備えたと認められる者に対して修士(法学)を授与する旨を定めている。また、博士後期課程においては、①専門分野において研究者として自立して研究活動を行う能力を備えるべく、②本研究科の定める修了要件を満たし、かつ、学業成績ならびに学位請求論文から前記の能力を備えたと認められた者に博士(法学)の学位を授与するとしている。				資料4-1-1 明治大学大学院学則 別表4 資料4-1-9 法学研究科学位授与方針
(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか ※全文記載は不要です。根拠資料でご提示ください。						
a	◎学生に期待する学習成果の達成を可能とするために、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を、学部・研究科ごとに設定していること。 【約600字】	学位授与方針に示した目的を達成するために、教育理念と目標を明らかにした「教育課程の編成・実施方針」(カリキュラムポリシー)を定めている。この方針には、法学研究コースでは研究活動を自立して行える研究者を養成するための環境を整備し、法学専修コースでは高度な専門知識を有する社会人・職業人の養成に不可欠な科目を広範かつ効果的に学べるようにしていること、また、博士後期課程においては、比較法及び基礎法理論に裏打ちされた研究活動を自立して行うために必要な科目を配置するとともに、課程博士論文の完成を援助し、研究者としての自立を支援するために、助手制度の活用を推進することとしている。				資料4-1-10 法学研究科 教育課程の編成・実施方針
b	●学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は連関しているか。 【約200字】	学位授与方針で定めた高度な研究能力ならびに高度な専門性を有する職業等で必要とされる能力の修得という目的を実現するために、教育課程の編成・実施方針において博士前期課程の法学研究コースでは研究活動を自立して行える研究者を養成するための環境を整備すること、法学専修コースでは高度な専門知識を有する社会人・職業人を養成するためのカリキュラムを設定していることを提示している。また、博士後期課程では自立した研究者を養成するために必要なカリキュラムを編成するとともに博士論文作成のための指導体制を整備している。以上のことから、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は連関している。				

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
<p>◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。</p>							
<p>(3) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか</p>							
a	<p>◎公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を周知・公表していること。 【約150字】</p>	<p>教育目標（人材養成その他教育研究上の目的）、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、在学生に配布する大学院便覧（資料4-1-2、10頁～12頁）、大学院シラバス（資料4-1-3、4頁～6頁）、受験生をメインターゲットとした大学院ガイドブック（資料4-1-4、10頁、19頁）、大学院学生募集要項（資料4-1-5、2頁～3頁）で明示し、毎年公表されている。また、ホームページ（資料4-1-6）にも掲載されており、社会一般に向けて広く周知している。ホームページは方針とあわせて詳細項目が公開されており、利用者が情報を把握しやすいように作成されている。それだけでなく、毎年4月に開催している新生・在学生ガイダンスなどの機会に説明し、大学院生にも周知を行っている。 活動面としては、研究科合同進学相談会だけでなく、年2～3回実施している研究科独自の進学相談会においても、大学院ガイドブック（資料4-1-4、10頁、19頁）や大学院学生募集要項（資料4-1-5、2頁～3頁）を用いて、直接周知を行うことができている。（資料4-1-7）</p>	<p>入学ガイダンスの折りに新生や在学生に対して説明を行い、また、オープンキャンパスなどの機会に訪者に対して説明するように努めているため、教育目標や方針を把握して受験しており、希望する分野の不一致などを原因とした退学者などの割合は少ないことから、周知が一定の効果を上げていると評価できる。</p>	<p>有効性の検証は行っていないため、効果は把握できていない。</p>	<p>ホームページの記載をよりわかりやすいものにできるかを検討する。</p>	<p>入学ガイダンスの後に入学生に対して、また、オープンキャンパスや進学相談会の後に参加者に対して、実施方針が理解できたかを確認するアンケートを実施する。</p>	<p>資料4-1-2 2013年度明治大学大学院便覧 10頁～12頁 資料4-1-3 2013年度明治大学大学院シラバス 法学研究科 4頁～6頁 資料4-1-4 2014年度明治大学大学院ガイドブック 10頁、19頁 資料4-1-5 2013年度大学院学生募集要項 2頁～3頁 資料4-1-6 明治大学大学院法学研究科ホームページ「教育理念と教育目標」 (URL: http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/outline/rinen.html) 「人材育成に関する目的その他教育研究上の目的」 (URL: http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/outline/mokuteki.html) 「法学研究科学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」 (URL: http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/policy/graduate_dp.html) 「法学研究科の教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」 (URL: http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/policy/graduate_cp.html) 資料4-1-7 明治大学大学院法学研究科説明会ポスター（2012年6月7日、2012年11月6日、2012年11月8日開催）</p>
<p>(4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか</p>							
a	<p>●教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。 【約400字】</p>	<p>毎年、法学研究科執行部やカリキュラム・FD等検討委員会において、法学研究科の自己点検・評価を行い、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針についても検証を行っている。また、検討した結果を法学研究科委員会においても検証を行い、適宜制度上の問題点と改善に向けた方策を検討した。2012年度においては、2014年度からのカリキュラム・コース改正に合わせて、教育目標や教育課程の編成・実施方針については、法学研究科委員会で2013年2月26日に審議し、承認を得た。また、学位授与方針についても同委員会で検証し、変更しないことを確認した。（資料4-1-8）</p>					<p>資料4-1-8 2012年度第8回法学研究科委員会議事録（2013年2月26日開催、審議事項6、「入学者受入方針、教育課程編成・実施方針、学位授与方針、人材養成その他教育研究上の目的について」）</p>

第4章 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
<p>◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。</p>							
<p>(1) 教育課程の編成方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか</p>							
<p>必要な授業科目の開設状況</p>							
a	<p>◎CPIに基づき、必要な授業科目を開設していること。 【600字～800字程度】</p>	<p>法学研究科は、法学に関わる研究者・高度専門職業人として必要な学問的基礎の習得を実現するために、博士前期課程においては法学研究者養成を主たる目的とする法学研究コースと、法学領域の専門性を有する職業等に必要能力の養成を目的とした法学専修コースを設置し、教育課程の編成・実施方針に基づき授業科目を設け、体系的に編成している。法学研究コースでは憲法、民法、刑法などの実定法科目の他、法情報学、環境法、医事法などの先端科目を多数開講している。また、法学専修コースでは、社会人を対象としていることから主に夜間開講科目を設置している。両コースともに、外国語の読解能力を高めるために英語、仏語、独語の外国語の文献を講読する「外国法文献研究」科目を開講するとともに、実務に関する知識を得るための科目として弁護士などの法律実務家による「法律実務実践研究」も開設している。さらに、既存の専門科目で扱うことが困難な特定の課題については、プロジェクト講義として「特定課題研究」を開講している。</p> <p>総開講科目数は134科目（2013年度）であり、内訳は演習科目58科目、講義科目76科目となっている。（表4-1-1、資料4-2-1）授業科目は、講義科目と演習科目の2種類に分類されている。</p> <p>2014年度より、博士前期課程のコース制度は、法学研究者養成コースと高度職業人養成コースに変更される予定ではあるが、既存の科目を活かしつつ、新規科目の設置を検討している。</p> <p>博士後期課程においても、教育課程の編成・実施方針に基づき授業科目を設置し、体系的に編成している。博士前期課程と同様に、既存の専門科目で扱うことが困難な特定の課題については、プロジェクト講義として「特定課題研究」を開講している。博士後期課程の修了に必要な単位は8単位である。総開講科目数は32科目であり、すべて講義科目である。（表4-1-1、資料4-2-1）授業科目は、すべて講義科目としている。</p>	<p>在学生数との対比において開講科目の種類が多岐にわたることから、大学院生のニーズにあった履修計画を可能としている。また、憲法、民法、刑法などの主要科目では複数の教員が担当していることで、同一の科目でありながら、担当教員の個性が反映された内容の授業が提供することができている。</p>	<p>「法律実務実践研究」の開講数が少なく、現状では1科目のみである。</p> <p>「法律実務実践研究」は、弁護士が担当する科目のみが開講されており、司法書士、税理士、企業法務担当者などによる授業が開講されていないので、大学院生の多様なニーズに十分に答えることができていない。</p> <p>また、法科大学院との連携が現時点で機能していない。指導教員と副指導教員による複数指導体制がとられているにもかかわらず、修了要件としては副指導教員の演習科目を履修することが規定されていない。</p>	<p>2014年度から高度専門職業人養成コースがスタートするが、法学研究者養成コースと高度職業人養成コースにおいて同一内容の講義科目を受講させることが適切であるかを調査したうえで、高度職業人養成コース向けの講義科目を新設することも検討している。</p> <p>2014年から高度職業人養成コースがスタートし、学生数の増加が見込まれることから、従来通りの少人数教育を講義科目においても実現するために、専任准教授や兼任講師による開講科目の増加を図る。</p> <p>また、法律実務に役立つ外国語を身に付ける科目を開講するなど、「外国法文献研究」の内容も検討を要する。</p>	<p>従来の法学専修コースを改組し、2014年度から公務員、企業法務、司法書士など法律関係の専門職への就職を希望する学生を対象とする高度職業人養成コースを新設することに伴い、大学院生のニーズに適したカリキュラムの充実と時間割の編成に努め、「法律実務実践研究」の科目数を2013年度・2014年度中に3科目に増やす。</p> <p>科目の性質によって、法学研究者養成コースと高度職業人養成コースによって内容が異なる講義を行っていく可能性があるため、2013年度は法学研究者養成コースの大学院生に副指導教員やその他の教員の演習科目の受講を含めるように規定を変更すべきか、検討する。</p> <p>英語による講義のみでの修了を可能にする「英語コース」の設置に向けて2011年度に設置委員会を立ち上げているが、設置委員会を中心にコース設置のための具体的な検討を進める。また、法曹養成に特化した実践的教育を行っている法科大学院と連携し、2015年度以降は法学研究科の大学院生が法科大学院の開講科目を、法科大学院の大学院生が法学研究科の開講科目を相互に受講できるようなシステムの構築を検討する。</p> <p>2015年度以降は規程の整備を進め、高度職業人養成コースに特有の講義科目を開設すべきかもあわせて検討する。</p> <p>長期的には、「外国法文献研究」のみにとどまらず、外国語で行う授業科目の開講が可能かについて検討を行う。</p>	<p>資料4-2-1 2013年度法学研究科時間割・授業状況調査票 明治大学データ表4-1-1 法学研究科2013年度前期時間割</p>
b	<p>◎コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っていること。(修士・博士) 【200～400字程度】</p>	<p>博士前期課程では、修了に必要な単位を演習8単位・講義24単位、計32単位としている。そのうち1年次において24単位を目安に取得させる一方で、2年次においては修士論文の執筆に専念させるために講義や演習科目の履修を8単位程度に抑えるように標準モデルを定めている。（資料4-2-1 4、4-2-1 5、4-2-1 6）演習科目は指導教員が担当する8単位が必修であり、他は講義科目の受講を予定しているが、他の教員の演習も選択科目として受講可能としている。</p> <p>博士後期課程では、博士論文の作成が主となることから、修了に必要な単位は8単位が望ましいとしているが、大学院生による自主的な科目履修に対応するために多くの科目を開講している。修了に必要な32単位の中、講義科目が24単位であり、全体に占める比率が高いが、開講している講義科目の数が多いため、少人数教育・指導が実現されており、大学院生にとって双方向性の授業を受ける多くの機会が確保されている。</p> <p>演習のみならず講義科目においても少人数教育が実施されているので、講義科目でも双方向性のある教育が行われており、コースワークとリサーチワークのバランスが取れている。</p>					<p>資料4-2-1 4 2013年度明治大学大学院便覧 13頁、14頁 資料4-2-1 5 2013年度明治大学大学院シラバス 法学研究科 7頁、8頁、13頁、14頁、33頁、35頁 資料4-2-1 6 (資料4-3-1) 2013年度法学研究科ガイダンス資料</p>
<p>順次性のある授業科目の体系的配置（履修体系図やコース系統図の明示、科目相関図、履修モデル、適切な科目区分など）</p>							
c	<p>●教育課程の編成実施方針に基づいた教育課程や教育内容の適切性を明確に示しているか。(学生の順次的・体系的な履修への配慮) 【約400字】</p>	<p>順次的・体系的な履修への配慮について、CPIに基づき、博士前期課程の法学研究コースでは、憲法・民法・刑法などの主要法律科目、法哲学・法社会学・法史学などの基礎科目のほか、英米独仏中の外国法科目、法情報学・環境法・医事法などの先端科目、弁護士などの実務家による「法律実務実践研究」も開講している。履修配当年次を定めていないので、大学院生が自由に科目を選択できるが、4月の履修申請において指導教員の指導の下で履修プログラムを各自で作成することにより、体系的な履修の実現を確保している。法学専修コースでは「行政法・教育法」、「税法・商法」、「労使・雇用関係法」、「民法」、「法文化・裁判」という5つの特定課題研究が設けられ、各課題研究の特色に応じて履修すべき科目を定めている。</p>	<p>大学院生数との対比において開講科目数が多いので、指導教員の指導の下で各大学院生のニーズにあった履修計画が作成され、計画に沿った履修が実現されている。</p>	<p>2014年度からスタートする高度職業人養成コースの大学院生に対して、従来からの法学研究者養成コースの大学院生に対するのと同様の方法で履修計画を立てることが可能か検討し、新コース別の履修モデルを作成する。</p>			<p>資料4-2-2 2014年度明治大学大学院ガイドブック 11頁、14頁 資料4-2-3 明治大学大学院法学研究科ホームページ 「法学研究科 カリキュラム概要」 (URL:http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/curriculum/curriculumoutline-law.html) 「法学研究科 カリキュラム体系図」 (URL:http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/curriculum/curriculum-law.html) 「カリキュラムの特色」 (URL:http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/curriculum/curriculumtop.h</p>

点検・評価項目		現状の説明		評価		発展計画		根拠資料
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。		C列の点検・評価項目について、必ず記述してください		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述	Alt+Enterで箇条書きに
教育課程の適切性の検証プロセスの明確化とその有効性								
d	●教育課程の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか	教育課程の検証プロセスについて、カリキュラムの検討及びFD推進を任務とする常設委員会であるカリキュラム・FD等検討委員会においてカリキュラム改正の必要性ならびに具体的な改正点を協議し、2012年度は計5回開催した。2011年度から外国法の文献講読を内容とする科目として英語、仏語、独語による「外国法文献研究」を新設したが、これはカリキュラム・FD等検討委員会において科目開講の必要性を審議した成果である。また、2013年度を以て法学専修コースを廃止して高度職業人養成コースを2014年度からスタートさせるが、これは2012年度にカリキュラム・FD等検討委員会において1年間にわたり審議検討した成果である。(資料4-2-4) さらに、2014年度より「教育法研究」の新設を予定している。(資料4-2-5) 今後も、カリキュラム改正等の検討は常設委員会であるカリキュラム・FD等検討委員会で行う予定である。 また、日本語の読解力や会話力が十分ではない留学生を受け入れるために、英語による講義のみでの修了を可能にする「英語コース」の設置に向けて2011年度に設置委員会を立ち上げた。(資料4-2-4) 設置委員会を中心にコース設置のための具体的な検討を進める。	外国法文献研究の新設、高度職業人養成コースの改組など、カリキュラム・FD等検討委員会での議論が一定の成果をあげている。	カリキュラム・FD等検討委員会は、カリキュラム改革を検討するだけでなく、研究科の諸問題について検討を行うことから、改革の議論が十分に行うことができない可能性がある。	カリキュラム・FD等検討委員会においてカリキュラム改正を検討する。具体的には、2014年度から高度専門職業人養成コースがスタートすることから、必要に応じて、同コースの特徴を踏まえたカリキュラム改正を随時検討する。	2013年度・2014年度は、引き続きカリキュラム・FD等検討委員会においてカリキュラム改正の必要性等を議論するが、必要に応じて、これまで以上にワーキンググループなどを新設し、対応する。	2015年度以降は、カリキュラム改正に特化した委員会の創設の必要性について議論を行う。	資料4-2-4 2012年度カリキュラム・FD等検討委員会議事次第 資料4-2-5 2013年度第2回法学研究科委員会議事録(2013年5月23日開催、審議事項5、「明治大学大学院学則(別表1・4)の改正について」) 資料4-2-17 (資料10-1) 法学研究科各種委員会委員名簿
(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか								
教育目標や教育課程の編成・実施方針に沿った教育内容(何を教えているのか)								
a	●何を教えているのか。どのように教育目標の実現を図っているのか。【1200字程度】	法学研究科の教育の内容については、シラバス(資料4-2-6)やOh-o!Meijiシステム(学生・教職員向け情報共有サイト)(資料4-2-7)で確認できる。 法学研究コースでは、法情報学・環境法・医事法などの先端科目が多数開講されている。また、憲法・民法・刑法・商法などの基本科目では各科目につき複数の講義・演習が展開されている。また、法律実務家が担当する科目として「法律実務実践研究」が置かれており、民事訴訟、刑事訴訟、行政訴訟における具体的な手続など学者教員では十分に教育できない分野に関する授業が行われている。2012年度は3名、2013年度も3名受講している。さらに、既存の専門科目では扱うことが困難な特定の課題について「特定課題研究」が開講されており、実定法、法制史、外国法の各領域の中から年度毎に特定のテーマを選定して、教員と学生が一体となって資料の収集ならびに分析を行っている。2012年度は全科目で6名、2013年度は全科目で7名受講している。 法学専修コースでは、企業法務部門、税理士、司法書士、社会保険労務士などのパラリーガルの再教育を主たる目的として、実務色の強い科目を特定研究課題として開講している。 博士前期課程において、博士後期課程への進学を希望しているも、外国語2科目に合格できない者が相当数見受けられることから、博士前期課程の段階で外国語の読解力を向上させるため外国法の文献講読を内容とする「外国法文献研究」を2011年度から開講している。		①「法律実務実践研究」の開講数が少ない。 ②法科大学院との連携による科目の相互履修が十分とはいえない。 ③担当教員が准教授や兼任講師であることから、演習が開講できず学生募集ができない科目がある。 ④「外国法文献研究」の担当者が特定の教員に固定されている。「法律実務実践研究」として開講されている科目は弁護士が担当する科目のみとなっており、他の法律専門職に従事する教員による科目が開講されていない。	法律実務実践研究の開講数を増やすために弁護士、司法書士、税理士、企業法務担当者などに授業担当を依頼する。また、担当教員が准教授の科目についてもできる限り演習を担当できるように資格審査を促進する。	2014年度からスタートする高度専門職業人養成コースの大学院生向けの講義について、法学研究者養成コースと高度専門職業人養成コースにおいて同一内容の講義科目を受講させることが適切であるかを調査したうえで、科目を設置すべきかを検討する。「外国法文献研究」と「法律実務実践研究」の展開コマ数を拡大するために専任准教授や兼任講師の活用を試みる。「外国法文献研究」について複数教員による担当が可能か、教員に対して調査を行う。「法律実務実践研究」では、司法書士、税理士、企業法務担当者などが担当する科目や、複数の実務家がリレー方式で担当する科目が開講可能かを検討する。	法曹養成に特化した実践的教育を行っている法科大学院と連携し、法学研究科の大学院生が法科大学院の開講科目を、法科大学院の大学院生が法学研究科の開講科目を相互に受講できるようなシステムの構築を検討する。	資料4-2-6 2013年度明治大学大学院シラバス 法学研究科 資料4-2-7 Oh-o!Meijiシステム(URL:https://oh-o2.meiji.ac.jp/portal/index?sessionTimeout=true) 資料4-2-8 明治大学大学院法学研究科 修士学位取得のためのガイドライン 資料4-2-9 明治大学大学院法学研究科 博士学位取得のためのガイドライン 資料4-2-10 法学研究科内規「博士前期課程の副指導教員制の方策」、(副指導教員推薦書)
特色ある教育プログラムの内容とその効果(当該研究科等固有のプログラムやGP採択事業など)								
b	●特色、長所となるものを簡潔に記述してください。【200字～400字程度】	法学研究科の特色ある教育プログラムとしては、大学院学内GPにおいて、他大学大学院との研究交流プログラムを2010年度より同志社大学を中心とした関西の大学と実施している。参加院生による研究報告と率直な意見交換を通して、個々の院生が自己の研究レベルを自覚するとともに、東西における問題意識や研究方法の違いを認識することによって、相互の研究のレベルアップが大いに期待されるものである。2012年度においては、2012年11月30日～2012年12月1日に実施し、本学からは教員3名、大学院生6名、計9名参加した。これらの成果は、実施報告書にまとめられ、公表している。(資料4-2-11) また、2013年度も11月頃に引き続き実施する予定である。現状では、国内の大学のみとの交流にとどまっているため、国外の大学とも研究交流を進める必要がある。	大学院学内GPについては、継続的に開催していることにより、関係大学とのネットワークを構築することができ、教員だけでなく、大学院生同士でも研究交流活動ができてきている。様々な研究分野の院生が参加しているので、学際的な研究が実現されている。報告をした院生が執筆した論文集形式の報告書を刊行している。 国外大学との連携について次年度以降の実現に向けて、他大学の教員・担当者と連携していく。		大学院学内GPに毎年申請を行い、今後も継続的に他大学との交流を実施する。研究交流を行う大学を1校増加できるように、教員同士で検討を進める。 2015年度以降は、継続的な実施を確実なものとするため計画立案予算要求を行っている。			資料4-2-11 2012年度大学院学内GP<他大学院生との研究交流プログラム>実施報告書
研究科間等における国際的な教育交流の内容とその効果(研究科間協定、短期海外交流など)								
c	●特色、長所となるものを簡潔に記述してください。【200字～400字程度】	研究科間の独自の国際的な交流としては、2011年度に韓国刑事政策研究院との間で協定を結び(資料4-2-18)、2011年3月に本学において講演会を開催し、2012年度中には教員2名が渡韓し、韓国刑事政策研究院との研究交流を行った。(資料4-2-12) また、CPに基づくさらなる発展のため、2013年度は台湾の大学と交渉を始めている。 さらに、2012年度より、中国の法律制度や文化を理解するための南京師範大学ロースクール夏期法学文化交流プロジェクトに1名の大学院生が参加した。(資料4-2-13)		予算との関係で、本学で毎年度継続して講演を行うことができない。また、英語で行う授業が開講されていないので、日本語の読解力や会話力が十分ではない留学生の受入態勢が整っていない。		2013年度は、韓国以外の他のアジア諸国、例えば台湾における大学や研究機関との交流を検討する。	2015年度以降は、英語コースを新設して、留学生を積極的に受け入れる体制を整備する。また、海外からの留学生をさらに増加させ学生数の確保を図ると共に、大学院の国際化・国際貢献に資するために、LLM・プログラムの導入を図ることとし、そのために必要な調査や具体的な体制づくりを行う。	資料4-2-12 ASIAN CRIMINOLOGICAL SOCIETY 4TH ANNUAL CONFERENCE 資料4-2-13 南京師範大学ロースクール2012年度夏期法学文化交流プロジェクト 資料4-2-18 AGREEMENT of COOPERATION between Graduate School of Law, Meiji University, Japan and Korean Institute of Criminology, Republic of Korea

第4章 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述			
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。								
(1) 教育方法及び学習方法は適切か								
教育目標や教育課程の編成・実施方針と授業形態（講義科目、演習科目、実験実習科目、校外学習科目等）との整合性								
a	◎当該学部・研究科の教育目標を達成するために必要となる授業の形態を明らかにしていること 【約800字】	本研究科の授業は、大学院学則第22条2項のとおり、講義または演習のいずれかにより行われている。（資料4-3-13）講義においても少人数教育が実現されている。 【博士前期課程】 博士前期課程の講義科目においては、教員が専門分野に関する講義をする形態をとるが、受講する大学院生が少数の場合が大半であり、多くの講義において演習のように大学院生が発表や発言をする機会が与えられる双方向性の授業が実現されている。講義科目のうち、「外国法文献研究」は、法学の多様な分野における外国文献を講読することを目的としていることから、前期と後期で担当者を分けている。博士前期課程の演習科目においては、大学院生が主体となり特定の問題についての大学院生の発表と発言（質疑応答）に教員が加わる双方向性の授業が実現されている。また、演習科目では修士論文作成に向けた指導も行われている。 【博士後期課程】 博士後期課程の講義科目においては、教員が専門分野に関する講義をする形態をとるが、受講する大学院生が少数の場合が大半であり、多くの講義において演習のように大学院生が発表や発言をする機会が与えられる双方向性の授業が実現されている。					資料4-3-13 明治大学大学院学則 第24条2項	
b	●教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目において適切な教育方法を取っているか。 【約400字】	【博士前期課程】 法学研究科の開設科目は、基本的に公法学専攻と民事法学専攻のいずれかに属しているが、両専攻の共通科目として「外国法文献研究」、「法律実務実践研究」、「特定課題研究」がある。「外国法文献研究」は、修士論文の作成や博士後期課程進学の研究に必要な外国法文献読解能力を養成することを目的とした科目であり、担当者が専攻する特定の専門分野に偏ることなく公法、私法、基礎法といった多様な分野に関する文献を対象としている。受講者は様々な専攻分野の大学院生であり、担当箇所を割り振り、和訳の報告をさせて、全員で議論をする方式をとっている。「法律実務実践研究」は、弁護士をはじめとする法律実務家が担当する科目であり、実務における「生きた法」を学ぶ機会を大学院生に与えることを目的としている。実務において法律がどのように運用されているかを理解するために、事例式の演習問題を解くだけでなく、実際に書式を作成したり、法律相談の補助をするなどして、実践的な体験学習が行われており、法律実務の現状を知る機会が大学院生に提供されている。「特定課題研究」は、予め設定された特定課題について教員と大学院生ともに調査や資料収集を行い分析を試みるスタイルのプロジェクト講義である。遠方での資料収集、アンケート調査、研究会での報告なども行われている。 【博士後期課程】 博士後期課程で開講されている講義は、受講生が極めて少人数であることから、高度な双方向授業が実現されている。講義では、博士論文の指導、あるいは、論文で使用するような難解な内容の外国文献の講読などが行われている。	「特定課題研究」は、資料や情報の収集ならびに分析において複数人による共同作業を要する研究テーマを設定し、教員と院生が相互に協力し合うことにより研究成果をあげるものであり、RA制度と結び付けることにより、大学院生の主体的な研究を促進している。	「外国法文献研究」の担当者は、自身の専攻科目の講義科目も平均8コマ開講しており、特定の教員が継続して担当することにより授業負担の増大を招いている。2014年から高度職業人養成コースがスタートするが、同コースに所属する大学院生は法律実務に關係する職に就くことを希望しているため、「法律実務実践研究」の担当を増やすなどの対応策を講じる必要がある。	自身の研究テーマ以外の共同研究に院生が携わることができ、貴重な機会を提供できることから、RAのより一層の充実とともに、一般学生にも参加を促す。	「外国法文献研究」について准教授や非常勤講師による科目担当、あるいは、複数の教員により担当を年度毎に交替するなど、特定の教員に負担が偏らないための対策を講じる。		
学習指導・履修指導（個別面談、学習状況の実態調査、学習ポートフォリオの活用等）の工夫								
	●履修指導(ガイダンス等)や学習指導(オフィスアワーなど)の工夫について、また学習状況の実態調査の実施や学習ポートフォリオの活用等による学習実態の把握について工夫しているか。 【約200字~400字】	新入生及び在学学生に対して、4月に履修方法等についてのガイダンスを行っている。また、同ガイダンスでは、履修手続きに際してのポイントに記載したレジュメを配布している。（資料4-3-1）博士前期課程・博士後期課程ともに、大学院生に対して指導教員のみならず副指導教員が選任されており、指導教員と副指導教員による複数指導体制がとられている。博士前期課程では、副指導教員の講義や演習を受講することにより、副指導教員による指導を行う機会が確保されている。博士後期課程では、博士論文提出前に公開の場で論文の中間報告会を行うことが義務付けられており、2012年度に課程博士を取得した1名の他に、学位請求を行う予定であった者2名、計3名が報告している。他の教員や大学院生によるチェック機能を果たしている。	履修計画書の作成に際して指導教員による指導が行われるので、大学院生が場当たり的に科目を履修するのではなく、体系的な履修が実現されている。博士論文の中間報告会では、活発な議論がなされている。	履修計画書を提出してから副指導教員が選任されるので、履修計画を作成する段階で、副指導教員による指導を受けられない。	ガイダンスの充実ならびに履修計画作成における指導教員による指導を強化する。	2014年度からスタートする高度職業人養成コースの大学院生に対応するためにも、従来型のガイダンスや履修計画書の作成で十分か否か検討し、入学前または入学時の段階で副指導教員の選定が可能か各教員と調整する。	2015年度以降は、副指導教員を含めて履修計画（研究計画）を行えるように、整備する。	資料4-3-1 2013年度法学研究科ガイダンス資料 資料4-3-14 法学研究科博士学位請求論文中間報告会について

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述	
(修士・博士課程)研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導								
c	◎研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導を行っていること(修士・博士)。 【400字】	研究指導計画に基づく研究指導については、「修士学位取得のためのガイドライン」「博士学位取得のためのガイドライン」が大学院生と教員に周知されており、論文作成にあたり指針としての役割を果たしている。(資料4-3-3, 4-3-4)これにより、効果的な指導が実現されている。博士前期課程・博士後期課程ともに、1年次に履修計画書を指導教員と相談の上作成し、研究指導計画を立てている。履修計画書は、初年度において、指導教員の指導のもとに提出されており、指導を受けた証として、指導教員の承認印が必要とされている。(資料4-3-2, 第24条2項) 博士前期課程では、1年次において指導教員および副指導教員の指導の下で、専門科目及び関係科目の講義・1年次演習への参加を通して、資料収集の方法など研究の基本姿勢と手法を学び、問題関心の拡大と集約を図る。2年次においては、演習への参加を通して指導教員と副指導教員による緊密な論文指導を受けることにより、論文を作成する。 博士後期課程では、履修計画書(論文作成計画書)をもとに、指導教員と副指導教員による博士論文作成に向けた指導が計画的に行われている。博士学位請求の要件において、原則として法学研究論集(年2回発行)に4編以上の論文を掲載することが必要とされているので、論集に掲載する論文の作成指導も行われている。2年次の3月までに学位請求論文草稿を作成し、3年次の7月までに公開の報告会を行うが、報告会では学内外の教員や実務家等の参加を得て質疑応答がなされ、博士学位請求論文の質の向上に結び付いている。報告会での意見や指摘された問題点を踏まえ、論文を書き上げ、9月末までに学位請求論文を提出する。	「修士学位取得のためのガイドライン」「博士学位取得のためのガイドライン」の内容を大学院生と教員に周知徹底させた結果、専門科目以外の科目の履修と論文作成が計画的に行われるようになり、学位取得に向けた指導が効果的に遂行できるようになった。 論文作成計画書の作成、指導教員と副指導教員による複数指導体制、博士学位請求論文の中間報告会はいずれも適切に実施されており、修士論文と博士論文の質の向上に寄与している。		指導教員と副指導教員による複数指導体制は効果をあげており、今後もより一層の充実を図る。	2014年度からスタートする高度職業人養成コースの大学院生について、主として研修者養成を念頭に置いている従来型の指導教員と副指導教員による複数指導体制が、新コースの大学院生に対しても機能するかを検証し、コースの特性に適合した複数指導体制の実現を目指す。 また、「修士学位取得のためのガイドライン」「博士学位取得のためのガイドライン」は現に学位取得に向けた指導に役立っているが、より実践的な指針とするために見直しを検討する。	カリキュラム・コース改正および実施に伴い、「修士学位取得のためのガイドライン」ならびに「博士学位取得のためのガイドライン」の改訂が必要かを検討し、必要であれば改訂を行う。	資料4-3-2 明治大学大学院学則 第24条2項 資料4-3-3 明治大学大学院法学研究科 修士学位取得のためのガイドライン 資料4-3-4 明治大学大学院法学研究科 博士学位取得のためのガイドライン
(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか								
a	◎授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ、学生があらかじめこれを知ることができる状態にしていること 【約300字】	全学統一様式のシラバス作成を全教員に依頼し(資料4-3-5)、半期15週の枠組みにおいて各回の講義内容を個別に記載し、Oh-o!Meijiシステム(学生・教職員向け情報共有サイト)上でも閲覧可能となっている。(資料4-3-6)この結果、大学院生は十分な予習をして授業に臨めるようになり、教員も計画的に授業を進行できるようになった。(資料4-3-7)シラバスの作成の意義は教員・大学院生に理解され、定着しつつある。博士前期課程のみならず博士後期課程のシラバスにおいても、半期15回・通年30回分の授業内容が記されており、かつ、成績評価方法も記載されている。		演習科目のみならず講義科目においても少人数により双方向型教育が実現されており、大学院生の報告や質疑応答次第でシラバスの計画通りに授業が進まない事態が生じている。		前年度においてシラバス通りに進行できなかった箇所を検証し、次年度のシラバスにおいて改善するように教員に促す。	各年度毎にシラバスに関する事項に特化した学生アンケートを実施し、次年度のシラバス作成に反映できるようにする。	資料4-3-5 2013年度「大学院シラバス」の作成について(依頼文書・書式) 資料4-3-6 Oh-o!Meijiシステム (URL:https://oh-o2.meiji.ac.jp/portal/index?sessionTimeout=true) 資料4-3-7 2013年度明治大学大学院シラバス法学研究科
b	●シラバスと授業方法・内容は整合しているか(整合性、シラバスの到達目標の達成度の調査、学習実態の把握)。 【約400字】	シラバスにおいて各回の講義内容が具体的に記載されるようになってきている。また、毎年度、修了予定者を対象に実施しているが、アンケート結果を見る限り、シラバスの内容と実際の授業との齟齬に関する意見・要望がないことから、シラバスの内容に沿った授業が行われているものと思われる。(資料4-3-8)	修了時のアンケート結果からも判明しているとおおり、シラバスと実際の授業との整合性が図られ、満足度を高い水準で保つことができている。	修了時のアンケート以外の方法で、シラバスと授業内容の整合性を確認していない。	今後も引き続き、修了時のアンケートを行い、結果を反映させていく。また、アンケート結果を、シラバスの内容に反映させる制度構築について検討を行っていく。	院生協議会が実施するアンケートにおいても、シラバスと授業内容との間の整合性を保たれているかどうか評価できるように、2013年度実施に向けた検討を行い、2014年度試験運用の開始を目標とする。	2015年度以降は、シラバスの内容についても、どのような点が問題となっているかを検証し、具体的な指摘をアンケート結果で得ることができるようにする。	資料4-3-8 授業実施状況に係るアンケート調査
c	●単位制の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、また、シラバスに基づいた授業を展開するため、明確な責任体制のもと、恒常的にかつ適切に検証を行い、改善につなげているか。 【約400字】	シラバス編集の責任主体は研究科執行部であり、修了予定者を対象に毎年度実施している修了時のアンケートなどの結果を踏まえて内容の検証を行っている。シラバスに記載されている各回の内容は、大学院生が予習するのに適するよう具体的なものであることを要するので、各教員に対して具体的な記載を要請しており、不十分な記載があった場合は、研究科執行部より各教員に連絡をし、再作成してもらっている。なお、各教員には統一書式での執筆依頼を行っている。(資料4-3-5)	シラバスの内容は、大学院生が予習をするために十分な明確性を確保している。また、計画的な学習をするのに適した無理のない構成になっている。	シラバス編集の責任主体が執行部となっており、その他にシラバスの内容をチェックする機関が設けられていない。	シラバスの内容がより明確かつ詳細なものになるように努める。	カリキュラム・FD等検討委員会あるいは他の新設機関などにシラバスの内容をチェックする機能を担わせることが可能かを検討する。	資料4-3-5 2013年度「大学院シラバス」の作成について(依頼文書・書式)	

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
<p>◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。</p>							
<p>(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか</p>							
a	<p>◎授業科目の内容、形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って単位を設定していること。 (成績基準の明示、授業外に必要な学習内容の明示、ミニマム基準の設定等、(研究科)修士・博士学位請求論文の審査体制) 【約400字】</p>	<p>単位認定は大学設置基準第21条、大学院設置基準第15条、大学院学則29条(資料4-3-15)の規定を踏まえた上で、到達目標に達した大学院生のみが認定されている。成績評価方法については、シラバスに記載されている。(資料4-3-7)実際の成績評価は、指導教員の裁量に委ねられているが、副指導教員の補佐によって公正さが担保されている。法学研究科では博士前期課程・博士後期課程ともにGPA制度を導入しており、成績評価は100点満点で60点以上を合格としている。 修士学位請求論文の評価については、主査1名、副査2名以上の計3名以上により厳格に審査を行い、既定の合格点に達した者を合格とし、審査結果を研究科委員会にて報告し、学位授与を決定している。(資料4-3-9、審議事項6)博士学位請求論文については、学位規程8条(資料4-3-16)に基づき、受理審査委員会で論文の受理について検討後、主査1名、副査2名以上の計3名以上による厳格な審査を経た後、審査結果を研究科委員会において報告し、投票により可否が決定されている。(資料4-3-9、審議事項7)</p>	<p>単位認定については、到達目標に達した場合のみ、適切に行われている。修士学位請求論文と博士学位請求論文の審査も博士学位取得のためのガイドラインに基づき適切に行われている。</p>	<p>シラバスに記載された成績評価方法が実際の単位認定と整合しているか各教員に確認を求める。博士論文の審査においては副査の一人を外務者とするにより審査の公正さを担保する。</p>			<p>資料4-3-7 2013年度明治大学大学院シラバス 法学研究科 資料4-3-9 2012年度第7回法学研究科委員会議事録(2013年1月31日開催、審議事項6、「2012年度修士学位請求論文の可否判定について」、審議事項7、「2012年度博士学位請求論文(課程)の可否判定について」) 資料4-3-15 明治大学大学院学則第29条 資料4-3-16 明治大学学位規程第8条</p>
b	<p>◎既修得単位の認定を大学設置基準等に定められた基準に基づいて、適切な学内基準を設けて実施していること。 【約100字】</p>	<p>法学研究科では、他大学研究科(海外の大学を含む)で習得した既修得単位の認定を行う際には、授業内容・授業時間・単位数等を認定希望科目の担当教員を中心に、研究科委員会で確認し、認定の可否について審議しているため、適切に単位認定を行うことができている。(資料4-3-10) また、本学法学部4年生を対象に行っている、法学研究科先取り履修制度においては、先取り履修をした学部生が入学し本人より申請があった場合、内規に基づき審査し、単位認定を行っている。2012年度は2名、2013年度も2名、法学研究科委員会で審議・承認し、単位認定を行った。(資料4-3-17、4-3-18)</p>					<p>資料4-3-10 法学研究科内規「単位認定について」 資料4-3-17(資料6-3) 2012年度第2回法学研究科委員会議事録(2012年5月10日開催、審議事項10、「単位認定について」) 資料4-3-18(資料4-2-5) 2013年度第2回法学研究科委員会議事録(2013年5月23日開催、審議事項20、「単位認定について」)</p>
<p>(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善(授業に関わるFD活動)に結びつけているか</p>							
a	<p>◎教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けていること。 【約800字】</p>	<p>法学研究科の授業は、少人数で行うものがほとんどであり、大学院生からの要望については常時授業時において確認を行っている。また、2009年度から修了時のアンケートを実施しており、年に数回、院生協議会の代表と協議の機会を設け(2013年1月24日実施)、法学研究科に関するアンケートの内容を反映した授業改善に努めている。年に数回、院生協議会の代表と、教育・研究環境の向上について、協議の機会を設けている。(資料4-3-11)また、FDの一環として、公法学、民事法学、基礎法学といった大まかな研究枠組みの中で指導方法について、研究科委員会開催日などに教員間の意見交換の場を設け、指導の適切性を相互に検証するようにしている。</p>	<p>修了時のアンケートならびに教員間相互の意見交換により授業内容の改善が図られている。</p>	<p>修了時のアンケートの内容をよりよいものにするとともに、教員相互の意見交換について執行部が情報提供を受けられる体制にする。</p>			<p>資料4-3-11 法学研究科に関するアンケート調査</p>
b	<p>●教育内容・方法等の改善を図るための責任主体・組織、権限、手続プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか 【約400字】</p>	<p>大学院全体では、大学院長を委員長とする「大学院教育改革推進委員会」を設置し、FDについて取り組んでいる。法学研究科では、常設委員会としてカリキュラム・FD等検討委員会を設置しており、カリキュラムに関する様々な事項に関して協議がなされている。(資料4-3-12)カリキュラム・FD等検討委員会は、執行部と5~6名の委員によって構成される常設委員会であり、毎年度の科目担当者や開講科目の決定、シラバスの検証、カリキュラムの問題点の検討などを行い、授業内容やカリキュラムの改善に努めている。本委員会での協議の結果、2011年度から「外国法文献研究」が開講され、また、2014年度から高度職業人養成コースが新設されるなど、同委員会は一定の成果を上げている。</p>	<p>委員会全体でのFDだけでなく、研究分野ごとのFDや修士論文・博士論文作成のための指導体制を構築しなければならない。 教育目標を異にするコースごとの具体的な指導教員による指導方法についての一般的なガイドラインは法学研究科としてはいまだ提案できていないことから、コース制の効果的な運用のためには、具体的な指導の経験を集約して、制度として確立しなければならない。</p>	<p>引き続き、カリキュラム・FD等検討委員会によるカリキュラムの検証と見直しを行う。2014年度からスタートする高度職業人養成コースの授業内容について検討する。</p>	<p>カリキュラム・FD等検討委員会では個々の開講科目における授業内容や方法について検討対象とされていないが、授業内容の改善に向けて同委員会が果たす役割について検討する。</p>	<p>カリキュラム・FD等検討委員会の権限と職務の範囲を検証し、必要に応じて、改善が必要な問題の解決に目的を特化した別の委員会を設置して、より効率的かつ具体的な授業内容の改善を図る。</p>	<p>資料4-3-12 2012年度カリキュラム・FD等検討委員会議事次第</p>

第4章 教育内容・方法・成果 (4) 成果

点検・評価項目	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで箇条書きに	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか							
a	<p>●課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標を開発し、適切に成果を測るよう努めているか。 【なし～400字程度】</p>	<p>修士論文・博士論文の研究内容によって学習成果を客観的に評価している。学習成果を測定するための指標は設定していないが、「修士学位取得のためのガイドライン」と「博士学位取得のためのガイドライン」ではそれぞれ修士学位と博士学位に求められる要件を定めており、学位論文は当該要件を満たすものであることが求められている。</p>		<p>博士後期課程の大学院生については、中間報告会に至る前の段階で、達成度を客観的に測定するシステムが構築されていない。</p>		<p>博士学位請求論文提出の要件である大学院紀要への4編以上の論文を提出する際に、大学院生の達成度を測定する。</p> <p>「修士学位取得のためのガイドライン」「博士学位取得のためのガイドライン」の修正が必要か否かを毎年度研究科委員会で検討を行う。</p>	<p>資料4-4-1 明治大学大学院法学研究科 修士学位取得のためのガイドライン 資料4-4-2 明治大学大学院法学研究科 博士学位取得のためのガイドライン</p>
b	<p>◎教育目標と学位請求論文内容の整合性 ◎学位授与率、修業年限内卒業率の状況。 ◎卒業生の進路実績と教育目標(人材像)の整合性。 ◎学習成果の「見える化」(アンケート、ポートフォリオ等)の試み。 【約800字】</p>	<p>法学研究科の第一の目標である法学研究者の養成については、今日では我が国法学部専任教員市場の占有率では国内大学有数の実績を達成し、建学の精神にもとづく「在野の視点」を有するすぐれた研究者を輩出している。第二の目標である高度職業人養成については、博士前期課程修了者が官公庁などの各種公務員として就職し、さらに、優良民間企業の法務職などとして就職している。 【博士前期課程】 「修士学位取得のためのガイドライン」では、修士学位に求められる要件として、広い視野に立った精深な学識と専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を示すと認められるものであることが要求されている。 2012年度は、博士前期課程において修士学位を取得した者は29名(公法学17名、民事法学12名)であった。2011年度の実績が16名(公法学10名、民事法学6名)であったことと比較すると修士学位取得者数はわずかではあるが増加し、2012年度の修了予定者に対する学位授与率は、72.5%となっている。(表4-5) 【博士後期課程】 「博士学位取得のためのガイドライン」では博士論文に求められる要件として、論文の独創性、研究テーマの学問的意義と適切性、論文の体系性、先行研究の網羅的調査、十分な外国語能力、理論的かつ実証的な分析、論旨・主張の統合性と一貫性が審査基準とされており、法学分野の博士論文としての質の確保が図られている。博士後期課程の大学院生の多くは、掲載に際して1名の主査と2名の副査による厳格な審査が行われている、大学院紀要である法学研究論集に論文を掲載しており、2012年度は計31本の論文を掲載し、2013年度前期においても14本掲載予定である。(資料4-4-3) また、2012年度に博士学位(課程)を取得した者は1名(公法学1名)であった。2011年度も2名(公法学1名、民事法学1名)であり、依然として少数に止まっており、修了予定者に対する学位授与率は4.76%のため、改善が必要である。(表4-5) なお、修了者の進路としては、博士前期課程においては51.7%が就職、17.2%が進学している。両者を含めた割合としては、約69%が進路が決定した状態で修了している。博士後期課程においては、1名の修了者は就職が決定しており、就職が決定したことによる退学者1名も含めて考えると、計2名就職が決定した。</p>	<p>。2012年度は前年度に比べ、修士学位取得者が増加した。「修士学位取得のためのガイドライン」に依拠した指導教員と副指導教員による複数指導体制の成果の現れと言える。 また、教育目標ならびに学位授与方針に基づき指導を行った成果として、博士前期課程においては、2012年度は公法学専攻で17名、民事法学専攻で12名が修士(法学)を取得した。入学者数と対比すると、8割以上の大学院生が、標準年限内において修士を取得している。 さらに、博士後期課程においては、助手に採用された大学院生が大学紀要への投稿に積極的になるなどの効果が見られ、2012年度は9月発行の大学院研究論集に18名、2月発行の大学院研究論集には13名掲載された。</p>	<p>2014年からスタートする高度職業人養成コースの大学院生についても同様の姿勢で指導にあたり、2年間で修士学位を取得することを目指す。 また、博士後期課程においては、助手に採用された大学院生のみならず、採用に至らなかった大学院生にも、指導教員を中心に研究指導を行い、大学紀要への投稿を呼びかけていき、博士後期課程在籍者のうち7割以上が投稿するように発展させる。</p>	<p>課程博士の取得を促進するために「博士学位取得のためのガイドライン」を作成し、指導教員と副指導教員による複数指導体制を導入したにもかかわらず、課程博士取得者が少数に止まっていることから、FD・カリキュラム等検討委員会において、その原因を解明し、対策を講じる。 また、博士後期課程の助手採用された大学院生については、2013年度より、学内紀要だけでなく、学外の機関誌などにも積極的に投稿するように指導し、より質の高い研究活動を行ってもらい、博士学位取得につなげていく。</p>	<p>表4-5 資料4-4-3 法学研究論集第37号・第38号</p>	
c	<p>●学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)を実施しているか 【約400字～600字】</p>	<p>博士前期課程・博士後期課程ともに、毎年行っている修了時のアンケート結果(資料4-4-4)や院生協議会のアンケート結果(資料4-4-5)をもとに意見聴取を行っており、その結果をカリキュラム・FD等検討委員会や研究科委員会で周知・徹底を図り、現状を把握している。(資料4-4-6、報告事項10-②) アンケート結果を見る限り、授業内容について格別問題ないものと思われる。</p>					<p>資料4-4-4 授業実施状況に係るアンケート調査 資料4-4-5 法学研究科に関するアンケート調査 資料4-4-6 2012年度第7回法学研究科委員会議事録(2013年1月31日開催、報告事項10-②、「法学研究科執行部と法学研究科院生協議会との話し合いについて」)</p>

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述		
<p>◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。</p> <p>(2) 学位授与(卒業・修了判定)は適切に行われているか</p>							
a	<p>◎卒業・修了の要件を明確にし、履修要項等によってあらかじめ学生に明示していること。 ◎学位授与にあたり論文の審査を行う場合にあっては、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)を、あらかじめ学生に明示すること。</p> <p>【約200字】</p>	<p>修了要件や学位論文審査基準については、修了に必要なとされる在学期間、単位要件、研究指導、研究業績に関して、「修士学位取得のためのガイドライン」(資料4-4-1)「博士学位取得のためのガイドライン」(資料4-4-2)に明示しており、大学院シラバス(資料4-4-7, 5頁~26頁, 33頁~36頁, 229頁)やホームページ(資料4-4-8)にて大学院生に周知している。学位論文の審査基準については、「修士学位取得のためのガイドライン」において「修士論文に求められる要件」が、「博士学位取得のためのガイドライン」において「博士論文に求められる要件」がそれぞれ明記されており、シラバスやホームページを通して大学院生に周知されている。</p>					<p>資料4-4-1 明治大学大学院法学研究科 修士学位取得のためのガイドライン 資料4-4-2 明治大学大学院法学研究科 博士学位取得のためのガイドライン 資料4-4-7 2013年度明治大学大学院シラバス 法学研究科 資料4-4-8 明治大学大学院法学研究科ホームページ 「明治大学大学院法学研究科 修士学位取得のためのガイドライン」 (URL:http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/master/6t5h7p000000kqx1-att/master-of-law-guideline.pdf) 「明治大学大学院法学研究科 博士学位取得のためのガイドライン」 (URL:http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/doctor/6t5h7p000000k65i-att/doctor-of-law-guideline.pdf)</p>
b	<p>●学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。</p> <p>【約600字】</p>	<p>【博士前期課程】 修士学位請求論文については、主査1名と副査2名以上、計3名以上が論文を厳格に審査し、審査結果を法学研究科委員会で報告して、学位授与を決定している。(資料4-4-6, 審議事項6) 修士学位取得のためのガイドラインにおいて修士論文に求められる要件として、広い視野に立った精深な学識と専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を示すと認められるものであることが要求されており、厳正な審査に基づき学位が授与されている。</p> <p>【博士後期課程】 博士学位請求論文については、受理および審査に関する内規(資料4-4-9)に基づき、受理審査手続を経て、本審査に入り、学位請求者による公開報告がなされた後に、本審査が行われている。本審査では、主査1名と副査2名以上、計3名以上が論文を審査し、法学研究科委員会で審査結果を報告する。この審査報告に基づき、学位を授与するか否かについては、法学研究科委員会で投票によって決定される。(資料4-4-6, 審議事項7) 博士学位取得のためのガイドラインでは博士論文にもとめられる要件として、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、博士論文として相応の質、量、内容、水準を備えるものであることが要求されている。そして、審査にあたり考慮されるべき事項として、(1)論文の独創性、(2)研究テーマの学問的意義と適切性、(3)論文の体系的性、(4)先行研究の網羅的調査、(5)十分な外国語能力、(6)理論的かつ実証的な分析、(7)論旨・主張の統合性と一貫性が挙げられており、厳正な審査に基づき学位が授与されている。</p>					<p>資料4-4-6 2012年度第7回法学研究科委員会議事録(2013年1月31日開催, 審議事項6, 「2012年度修士学位請求論文の合否判定について」, 審議事項7, 「2012年度博士学位請求論文(課程)の合否判定について」) 資料4-4-9 法学研究科内規「博士学位請求論文の受理および審査についての法学研究科内規」</p>

第5章 学生の受け入れ

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
<p>◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。</p>							
<p>(1)学生の受け入れ方針を明示しているか(「AP」の全文記述は不要です)</p>							
<p>求める学生像の明示及び当該課程に入学するに当たり修得しておくべき知識等の内容・水準の明示及び社会への公表</p>							
a	<p>◎理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、学部・研究科ごとに定めていること。 ◎公的な刊行物、ホームページ等によって、学生の受け入れ方針を、受験生を含む社会一般に公表していること。【約400字】</p>	<p>法学研究科では、入学者受入方針として、博士前期課程及び博士後期課程の入学者に求められる要件等を「法学研究科アドミッションポリシー」として定め(2011年2月3日開催法学研究科委員会)(資料5-1)、これを大学院便覧(資料5-2, 11頁)、大学院シラバス(資料5-3, 5頁)、大学院ガイドブック(資料5-4, 19頁)、大学院学生募集要項(資料5-5, 2頁)、ホームページ(資料5-6)等で公表している。この方針は、博士前期課程においては「研究者・高度専門職業人などの自立した人材育成」、博士後期課程においては「法学分野の研究者として高度な研究能力と豊かな学識を備えた人材育成」を目的としている。 法学研究科では、このようなアドミッションポリシーを踏まえつつ、入学者を受け入れている。博士前期課程では、研究者・高度専門職業人としての学問的基礎を修得し、自立して問題解決に当たることができる能力を備えた人材の育成を目指し、求める学生像として(1)自らの研究テーマを探究し自立した法学研究者を目指す、(2)法学領域の専門性を要する職業等に必要能力の修得を目指す、ことにつき資質や意欲を持つ学生を積極的に受け入れることとしている。修得しておくべき知識等については、①周辺社会科学についての基礎的な関心、②研究分野に関する文献リサーチ能力、③大学院での研究に関する明確な目標と計画、としている。 博士後期課程については、法学分野の研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識を備えた人材の育成を目的とし、求める学生像として(1)法学に関する専門分野において自立した研究者を目指す、(2)大学等の高等教育機関において教育研究活動を目指す、ことにつき資質や意欲を持つ学生を積極的に受け入れることとしている。修得しておくべき知識等については、①比較法研究に必要な諸能力、②立法論的考察をなしうる能力、③我が国の法体系についての基礎的知識、としている。 また、大学院全体のガイダンスや進学相談会に加え、年2~3回程度法学研究科独自の進学説明会を開催し(資料1-10)、法学研究科への進学を目指す学生に研究科の理念・目的を周知している。さらに、2013年度から法学部と連携して、1年次生の履修説明ガイダンス及び2年次生に対するコース選択ガイダンスなど、学部時代において複数回、法学研究科の理念・目的や入試制度、進路実績などを具体的に解説し、理解を深める活動も行っている。</p>					<p>資料5-1 2010年度第7回法学研究科委員会議事録(2011年2月3日開催、報告事項12、「明治大学大学院法学研究科「入学者受入」、「教育課程編成・実施」、「学位授与」方針について」) 資料5-2 2013年度明治大学大学院便覧 11頁 資料5-3 2013年度明治大学大学院シラバス 法学研究科 5頁 資料5-4 2014年度明治大学大学院ガイドブック 19頁 資料5-5 2013年度大学院学生募集要項 2頁 資料5-6 明治大学大学院法学研究科ホームページ 「法学研究科入学者の受入方針(アドミッション・ポリシー)」 (URL:http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/policy/graduate_ap.html)</p>
<p>障がいのある学生の受け入れ方針と対応</p>							
b	<p>●該当する事項があれば説明する【約200字】</p>	<p>障がいのある志願者に対しても広く門戸を開き、公平性・公正性を害さない範囲で入試実施方法について変更を加えると共に、博士前期課程においては、修学支援のためのサポート体制を構築している。(資料5-7, 5-8, 5-9)</p>					<p>資料5-7 視覚障がい者の研究活動支援者(サポーター)募集について 資料5-8 2012年度サポーター登録者一覧 資料5-9 2012年度サポーター勤務時間数報告書</p>

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
<p>◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。</p>							
<p>(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか</p>							
a	<p>●学生の受け入れ方針と学生募集、入学者選抜の実施方法は整合性が取れているか。(公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか、必要な規定、組織、責任体制等の整備しているか)【約400字】</p>	<p>博士前期課程については、アドミッションポリシーにおいて、(1)自らの研究テーマを探し自立した法学研究者を目指す、(2)法学領域の専門性を要する職業等に必要能力の修得を目指す、ことにつき資質や意欲を持つ学生を積極的に受け入れることとしている。学内選考入試と一般入試、外国人留学生入試、社会人特別入試、3年早期卒業予定者入試という5種類の入試を実施し、多様な受験生に対応した適切な入学試験制度が設けられている。各入学試験制度においては、法学領域の基礎知識を確認するための専門科目や自らの研究テーマや学習意欲などを確認するための小論文といった筆記試験と、大学院での研究に関する明確な目標と計画を持っているか否かを判断するための面接試験を行い、法学研究科委員会において、内規に基づいた基準にしたがって、公正に合否判定を行っている。</p> <p>博士後期課程については、アドミッションポリシーにおいて、(1)法学に関する専門分野において自立した研究者を目指す、(2)大学等の高等教育機関において教育研究活動を目指す、ことにつき資質や意欲を持つ学生を積極的に受け入れることとしており、それを実現すべく、一般入試(法科大学院からの出願含む。)と外国人留学生入試という2種類の試験を実施しており、法科大学院修了者の後期課程への受入れについて具体的な入試方法を作成し、2006年度入試から実施している。各入学試験制度においては、比較法研究に必要な諸能力や我が国の法体系についての基礎的知識を確認するために、外国語2科目又は外国語1科目及び専門科目といった筆記試験と研究テーマや研究意欲を確認するための面接試験を行い、法学研究科委員会において、内規に基づいた基準にしたがって、公正に合否判定を行っている。なお、2013年度入試において法科大学院修了者が本研究科後期課程に入学した。これは制度創設以来初めてのことであり、2005年度より、志願者をより多く獲得するため、博士前期課程も博士後期課程も9月と2月に2回入試を実施しており、他大学・大学院の志願者に対しても、門戸を広く開放し入学試験を実施している。大学院生募集要項に規定している出願資格を有している者であれば、出願・受験が可能であり、政府派遣留学生も積極的に受け入れを行っている。(資料表5-2)</p> <p>入学試験実施にあたっては、研究科が定めた内規により厳正に学力審査等を行っており、本学出身者を優遇している状況は無く、受入方針にも基づいて合否判定を行っている。(資料4-1-5)</p>			<p>2013年度・2014年度は、学部1・2年次の各ガイダンスなどにおいて、さらに法学部・法科大学院と協力しながら、大学院での教育・研究について広報活動を行い、意識改革を行っていく。</p>	<p>2015年度以降については、広報活動とあわせて、入試機会をより多く設けるためにも、学内選考入学試験を今後も複数回実施する。法学研究科は学内選考入学試験の志願者が多く、このことは、他研究科と比較しても常に最上位にある。このことを鑑み、内部進学者への進学機会を増やすことにより志願者の確保に繋げていく。</p>	<p>明治大学データ表5-2 外国人留学生の状況 資料4-1-5 2013年度大学院学生募集要項 2頁～3頁</p>
<p>(3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適切に管理しているか</p>							
<p>収容定員に対する在籍学生数比率の適切性</p>							
a	<p>◎部局化された大学院研究科や独立大学院などにおいて、在籍学生数比率が1.00である。(修士・博士・専門職学位課程)【約200字】</p>	<p>博士前期課程の収容定員100名(公法学専攻50名、民事法学専攻50名)に対し、2013年度は60名在籍し、割合は0.6となっている。また、入学定員50名(公法学専攻25名、民事法学専攻25名)に対し、過去5年間の平均充足率は、公法学専攻0.58、民事法学専攻0.47、研究科全体で0.52となっている。(表5-1)充足率は低く、適切とは言えないが、2014年度より入学定員を40名(公法学専攻20名、民事法学専攻20名)に変更する予定である。</p> <p>博士後期課程の収容定員36名(公法学専攻18名、民事法学専攻18名)に対し、2013年度は29名在籍し、割合は0.81となっている。また、入学定員12名(公法学専攻6名、民事法学専攻6名)に対し、過去5年間の平均充足率は0.4766となっている。</p>		<p>特に、博士前期課程は入学者数が定員を満たしていない状態が続いていることから、定員数との比較において修士学位取得者数をみると、満足のできる数字に達しているとはいえないため、収容定員の見直し及び入学者を増やす必要がある。</p>			

点検・評価項目		現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。		C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述	Alt+Enterで簡条書きに
収容定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応								
b	◎現状と対応状況【約200字】	法科大学院の設置以降、法学研究科の志願者・入学者数の減少が続いているが、2005年度（2006年度入試）から一般入試等を複数回実施することによって多少改善されたが、2009年度からとりわけ博士前期課程の志願者が減少傾向を示している。学内選考を2回実施することにより、志願者は回復傾向にあるが、いまだ不足している。博士前期課程の2013年度入試では、0.6倍を目標値としたところ、0.52倍となり、少しであるが改善することができた。 学部生への積極的な広報を行っている。法学研究科への進学の意味と実績といった学部生への説明を重ねた結果、法学研究科への相談件数が増加し、例年10名前後の相談数が2013大学院進学相談会では倍近くの20名前後となった。		志願者は入学定員に近い数にあるが、学力のレベルを下げずに出願者・入学者の増加を図ることが課題である。逆風下の法学部という社会的背景もあってか、進学相談の件数が直ちに入学試験応募数に結びつかない点で問題が残る。 学内の成績優秀者に対して、大学院における研究活動の魅力やPRする機会をさらに増やしていく必要がある。 特に、学内選考や3年早期卒業予定者対象の入学試験では、これまでの学業成績が基準となるが、広報活動を行う際には自身の成績向上に向けて取り組むことができないため、学部1・2年次から常に広報活動を行い、意識改革を行っていかねばならない。 また、2014年度より新たなコース制度を開始するため、学内外での周知を一層図る必要がある。		2014年度入試から、博士前期課程の入学定員を10名削減し、40名とすることが決定されているため、適切化を図ることができる予定である。我が国の法学研究者の将来的枯渇を見据えて、2013年度・2014年度は法科大学院修士生の博士後期課程への入学制度を見直し、研究能力水準の維持という要請を満たしつつ、法科大学院修士者の実情を踏まえた進学しやすい入試制度の設計を試みる。	2015年度以降については、新コース制度での入試実施状況を確認の上、平均0.9以上を目指す。2015年度は、2013年度・2014年度に検討し、試みた内容に基づき、入学制度の変更者問題点を把握する。2016年度以降の入学試験において、法科大学院修士生の入学者を3名に増やす。	
(4) 学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか								
a	●学生の受入れの適切性を検証するに当たり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。 【400字】	カリキュラム・FD等検討委員会において、入試形態や定員の検証として、入試実施後に問題のレベルや採点基準、入試制度についての改革・改善点の検討を行っており、2014年度のカリキュラム・コース改正に向けて、試験科目などの確認・検討を行うだけでなく、入学定員の見直しも行い、研究科委員会にて審議し承認を得た。（資料5-14）また、APの検証については、その結果を受けて法学研究科委員会において次年度以降のAPを確認・検討を行っている。（資料5-15）		入試問題の外部評価制度などに諮ることがないため、入試問題の評価を得ることができていない。		大学院入試という性質上、外部機関などに評価・判断してもらうことは難しいため、2013年度・2014年度は学内特に研究科内での検討をより慎重に行い、入試問題の評価を行っていく。	2015年度以降については、外部機関での評価・判断の可能性を検討すべく、カリキュラム・FD等検討委員会のワーキンググループとして、入試問題検討委員会立ち上げに向けて、内規等の整備を行う。	資料5-14 2012年度第2回臨時法学研究科委員会議事録（2012年12月6日開催、審議事項3、「法学研究科カリキュラム改正について」） 資料5-15 2012年度第8回法学研究科委員会議事録（2013年2月26日開催、審議事項6、「入学者受入れ方針、教育課程編成・実施方針、学位授与方針、人材養成その他教育研究上の目的について」）

第6章 学生支援のうち修学支援及びキャリア支援

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画			根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画			
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です					(当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述	Alt+Enterで箇条書きに	
(1) 学生支援に関する方針を定め、学生への修学支援は適切に行われているか								
a	●修学支援、進路支援に関する方針を、理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえながら定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。 【約200字】	法学研究科では、「学長方針」に掲げる「修学支援方針」「進路支援」に従って、教育・研究に関する長期・中期計画書の「学生支援」にて、 (1) 首都大学院コンソーシアムの対応、(2) 諸外国との学術交流、 (3) 外国人留学生に対する個人指導・相談制度の拡充、以上3つを掲げ、研究科委員会にて報告し、教職員で共有を図っている。(資料6-1, 6-2)					資料6-1 2013年度教育・研究に関する長期・中期計画書 6項「学生支援」 資料6-2 2012年度第3回法学研究科委員会議事録(2012年6月14日開催、報告事項5、「2013年度教育・研究に関する長期・中期計画書、2013年度教育・研究に関する単年度計画書、2013年度政策的計画の経費等一覧」)	
b	●方針に沿って、修学支援のための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しているか。 ○留年者、休退学者の状況把握と対応 ○障がいのある学生に対する対応 ○外国人留学生に対する対応 ○学生支援の適切性の確認 【約400字～800字程度】	法学研究科では、法学研究科委員会において状況把握とそれに対する対処方法を決定している。(資料6-3, 6-4, 6-5, 6-6) 2012年度に行った院生協議会との協議の結果、移転に伴う研究室の整備については研究科執行部から大学院執行部へ意見を提出し、要望を解決することができた。また、学部データベースの拡充については、予算見積もりを行い、実現・継続可能性について検討を重ねている。 博士前期課程・博士後期課程に在籍する大学院生に対して、指導教員だけでなく副指導教員を選任し、研究指導や学習上の問題点についての支援を両者の連携の元に行っている。(資料6-7) また、視覚障がいのある大学院生が博士前期課程に入学したこともあり、授業の準備や研究作業、論文作成に関するサポーター制度を設けて、博士前期課程・博士後期課程に在籍する大学院生による支援体制(サポーター制度)を構築・運用している。(資料6-8, 6-9, 6-10) それだけでなく、外国人留学生においては、院生によるチューター制度を利用し、研究活動だけでなく、学生生活における支援を行っている。(資料6-3, 6-6)なお、大学院全体で行っている日本語論文指導講座や教育補助講師による留学生のための論文日本語添削指導など、指導教員から直接周知することにより、日本語論文指導講座は2012年度が4名、2013年度が8名利用し、留学生のための論文日本語添削指導は2012年度3名の大学院生が計27回指導を受けた。法学研究科の外国人留学生の50%近くが両制度を利用し、修士論文などの作成に取り組んだ。(資料6-11, 6-12, 6-13) さらに経済的支援として、研究科としては「山田準次郎奨学金」を設置しており、2012年度は応募者が居なかったが、例年論文の投稿により奨学金を給付している。(資料6-17)大学院全体としては、研究奨励奨学金や校友会奨学金など、多数の給付型奨学金により支援を行っている。(資料6-18, 6-19) その他、博士論文を作成する学生を助手に採用することにより、研究環境の整備を実現している。	希望する分野の不一致などを原因とした退学者などの割合は少ない。 また、障がいのある大学院生に対するサポーター制度が、在学生の協力もあり、実際に効果を上げ、2012年度に修了することができ、サポート体制が整備された。 さらに、副指導教員制度によって、修士論文作成指導、進路指導において蛸壺化を防ぎ、より広い視点で研究を行い、質の高い研究業績を残している。				資料6-3 2012年度第2回法学研究科委員会議事録(2012年5月10日開催、報告事項14、「外国人留学生のための日本語論文作成支援制度について」、審議事項12、「2012年度チューターについて」) 資料6-4 2012年度第7回法学研究科委員会議事録(2013年1月31日開催、報告事項10-②、「法学研究科執行部と法學研究科院生協議会との話し合いについて」) 資料6-5 2013年度第1回法学研究科委員会議事録(2013年4月4日開催、報告事項18、「2013年度日本語論文作成サポートについて」) 資料6-6 2013年度第2回法学研究科委員会議事録(2013年5月23日開催、審議事項25、「2013年度チューターについて」) 資料6-7 法学研究科内規「博士前期課程の副指導教員制の方策」、「副指導教員推薦書」 資料6-8 視覚障がい者の研究活動支援者(サポーター)募集について 資料6-9 2012年度サポーター登録者一覧 資料6-10 2012年度サポーター勤務時間数報告書 資料6-11 2012年度日本語論文指導講座受講者名簿 資料6-12 2013年度日本語論文指導講座受講者名簿 資料6-13 2012年度留学生のための論文日本語添削指導件数 資料6-17 明治大学大学院法学研究科山田準次郎奨学金内規 資料6-18 明治大学奨学金の採用等に関する基準(抜粋)	
(2) 学生の進路支援は適切に行われているか								
a	◎学生の進路選択に関わるガイダンスを実施するほか、キャリアセンター等の設置、キャリア形成支援教育の実施等、組織的・体系的な指導・助言に必要な体制を整備していること。 【約400字～800字】	博士後期課程の大学院生を主な対象として、毎年、本学法学研究科出身の研究者のネットワークを構築するため、就職支援のための懇談会を開催するとともに、研究活動・就職活動に関する知見を得る機会を与えている。2012年度にも、法学研究科においては、2012年度就職・キャリア支援に関わる事業計画を実施するものとして、11月に「法学研究科研究者養成支援プログラム・就職懇談会」を開催した。そこでは、法学研究科出身の同僚関係者を招聘し、就職に関する情報等を提供してもらった。同日の同プログラムの実施後には、就職懇談会を実施した。そこでは、OB・OGの方と大学院生との間で、より率直な意見交換がなされ、約20名前後の大学院生が参加し、就職に向けた準備・活動を行うにあたって貴重な機会となっている。(資料6-14) また、2013年4月より博士後期課程在籍者名簿をホームページ上で公開し、教員公募などの際に、優秀な大学院生が在籍していることを第三者機関に広く周知できている。(資料6-15) 博士前期課程の大学院生に対しては、就職キャリア支援事務室の支援のもと、研究科単体で進路相談会を開催し、就職活動などの支援を行った。(資料6-16)	博士後期課程の大学院生においては、法学研究科主催の就職懇談会時に院生が各自抜き刷りなどを持参して、自身の研究成果をアピールすることができているため、博士学位取得者だけでなく、他の大学院生においても専任教員として採用が決まっている。	法学研究科単体で実施するばかりではなく、法学部及び法科大学院との連携を継続的に図り、より機能的な研究者養成システムを構築しなければならない。	現在行っている就職支援活動を引き続き継続していくことにより、ネットワークがより強固なものとなり、多くの院生にとって就職への関心が高まるだけでなく、実績につながっていくと考える。	2013年度・2014年度は、法学部および法科大学院とも連携をしながら、大学院OB・OGと在学生のネットワークを一層充実させる。 また、就職支援として、大学院生の研究内容や成果について紹介するための冊子作成のための予算を獲得し、情報提供が継続して行えるよう整備する。 「教育・研究に関する長期・中期計画書」をさらに活用する必要がある。具体的には、修了予定者の就職支援のため、2013年度以降も引き続き就職キャリア支援費や教育振興費を利用して、法学研究科出身の研究者・公務員・企業家を招聘しての就職懇談会を継続的に開催する。	2015年度以降については、より多くのOB・OGを招聘できるように予算編成を行い、招聘者を現行の5名前後から10名前後に増やす。 2015年度以降については、特に研究者養成という目標達成のために、既存の本研究科出身の研究者のネットワークだけでなく、海外で活躍している本研究科出身者とのネットワーク構築を進め、既存の制度をより拡大させる。	資料6-14 研究者養成支援プログラム・就職懇談会 資料6-15 明治大学大学院法学研究科ホームページ「博士後期課程在籍者名簿」(URL:http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/doctor_list/index.html) 資料6-16 法学研究科就職進路グループ相談会

第10章 内部質保証

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述	
<p>◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。</p>						
<p>(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか</p>						
<p>a ◎自己点検・評価を定期的の実施し、公表していること 【約400字】</p>	<p>法学研究科における内部質保証は、カリキュラム・FD等検討委員会が担う。本委員会は執行部4名ほか、研究科委員会で選任された公法学専攻所属委員3名・民事法学専攻所属教員3名の計10名で構成している。(資料10-1) 両専攻のかつ専門分野が異なる教員で構成されていることもあり、専攻内・専門科目内での偏りをなくし、評価結果を研究科全体の改善に活かしやすい体制を構築している。 本委員会は、教育理念・人材育成に関する目的・その他教育上の目的を実現するために、教学の諸活動を適宜点検・評価することを目標として、定期的に開催しており、2012年度は5回開催した。(資料10-2) 本委員会で、FDなどで得られた評価結果を検討し、それを踏まえて具体的な改善方策を策定して研究科執行部に報告し、2011年度法学研究科自己点検・評価報告書に反映・作成の上、「教育・研究に関する長期・中期計画書」の作成時や「改善アクションプラン」作成時に合わせて研究科委員会で報告している。(資料10-3, 10-4)その後全学の手続きを経て、ホームページにて公開している。(資料10-5) 内部質保証に関して同委員会が目標とするところは、次の通りである。 1. 自己点検・評価体制を整備し、自己点検・評価の手続き及びその方法を確立させ、必要に応じた適切な評価項目を設定した上で、自己点検・評価を実施すること。 2. 自己点検・評価の結果を、ホームページ等を通じて社会に公開すること。 3. 自己点検・評価結果は、大学院教育の改善・向上に反映させる必要があるため、改善・向上に向けた運用方法を整備し、運用すること。 また、自己点検・評価にあたり、法学研究科院生協議会との懇談会に際し実施される「法学研究科に関するアンケート」(資料10-6)や「授業実施状況に係るアンケート調査」(資料10-7)は、有効な根拠資料となっている。アンケート結果をもとに、院生協議会の学生3~4名と研究科執行部4名、計7~8名で年1回開催することにより、学生の期待に応えるカリキュラム・制度整備に活用されている。</p>	<p>法学研究科における諸課題のうち、近時の最大のテーマであった収容定員の充足率・コース制度の変更について、カリキュラム・FD等委員会は精力的かつ効果的に機能し、制度改正の成案を得ることができ、法学研究科委員会において承認を受け、2014年度より施行といった形で成果をあげた。</p>	<p>自己点検・評価報告書を研究科委員会にて報告する際に、学内手続の関係上、精査する時間が短く、かつその他の関連する報告事項と一緒に取り扱いを行っているため、研究科委員会内での手続き・取扱いが不明確となっている部分がある。</p>	<p>2013年度より、自己点検・評価報告書の初回の学内締切の際に報告・審議事項として明確に取り扱い、担当部署より修正依頼が来た際に、再度研究科委員会においても報告・審議事項として取り扱い、内部質保証をより強固にする。</p>	<p>2015年度以降は、内部質保証制度をより明確化するために、法学研究科内の制度をフローチャートなどにし、可視化する。</p>	<p>資料10-1 法学研究科各種委員会委員名簿 資料10-2 2012年度カリキュラム・FD等検討委員会議事次第 資料10-3 2012年度第3回法学研究科委員会議事録(2012年6月14日開催、報告事項5、「2013年度教育・研究に関する長期・中期計画書、2013年度教育・研究に関する単年度計画書、2013年度政策的計画の経費等一覧」) 資料10-4 2012年度第6回法学研究科委員会議事録(2012年10月18日開催、報告事項4「第2期「改善アクションプラン(3カ年計画)」について」) 資料10-5 明治大学ホームページ「学部等自己点検・評価報告書 法学研究科」 (URL:http://www.meiji.ac.jp/koho/about/hyouka/jikotenken2011/6t5h7p0)</p>
<p>(2) 内部質保証システムに関するシステムを整備し、適切に機能させているか</p>						
<p>a ●内部質保証の方針と手続を明確にしていること。 ●内部質保証をつかさどる諸組織(評価結果を改善)を整備していること ●自己点検・評価の結果が改革・改善につながっていること ●学外者の意見を取り入れていること ● 文部科学省や認証評価機関からの指摘事項に対応していること 【800字~1000字程度】</p>	<p>法学研究科の内部質保証については、研究科内に設置されているカリキュラム・FD等検討委員会を責任主体とし、同委員会で認証結果を確認し、改善方策を検討している(資料10-1)。 現状をより具体的に把握し、有効な改善策を策定するために、英語コース設置準備委員会など、少人数からなるワーキンググループを立ち上げ、担当する諸課題を分担・検討して草案を作成し、法学研究科委員会に逐次提案して論議検討を経て、大学院委員会での承認手続きに付託すべく、活動している。 また、手続きとしては、カリキュラム・FD等検討委員会で審議した内容を、研究科長を中心に研究科執行部にて整理し、研究科委員会で報告することにより、改善の具体化を促している。 カリキュラム・FD等検討委員会での改善計画は、研究科委員会において年度計画書として取りまとめられ、学長ヒアリングや理事会での精査を経て、予算編成・実行に移される。 2012年度は「収容定員の適正化」を重要視し、カリキュラム・コース改正とあわせて、収容定員の変更手続きを行い、2013年5月24日に文部科学省へ収容定員変更の届け出を行い、重要課題の1つを解決した。(資料10-9) また、前回の認証評価時の助言・指摘事項などについては、2012年度より第2期「改善アクションプラン」(資料10-8)にて国際化関係について制定し、改善指標を定めて進捗管理を行っている。</p>	<p>法学研究科のカリキュラム・FD等検討委員会は、法学研究科長の諮問に対し答申するのみならず、同委員会自らの権限で諸問題の検討に取り組み、法学研究科委員会での決定に結び付けてきた。責任・行動主体を不明確にせず、精力的にかつ迅速に取り組む体制が整えられている。</p>	<p>法学研究科におけるカリキュラム・FD等検討委員会の権限についての明確な制度的定めがない点が問題であるため、法学研究科長との権限関係等の制度を整備しなければならぬ。</p>	<p>2013年度・2014年度中に、自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立とカリキュラム・FD等検討委員会の制度的位置づけをより明確に構築し、内規の制定する。</p>	<p>2015年度以降は、制定された内規に基づき、審議・検討された改革・改善案をより迅速に進めていく。</p>	<p>資料10-8 第2期「改善アクションプラン(3カ年計画)」 資料10-9 (資料3-20) 2012年度第2回臨時法学研究科委員会議事録(2012年12月6日開催、審議事項4、明治大学大学院学則(本則・別表1)の一部改正について)</p>